

「富浦地区海水浴場監視業務委託」
プロポーザル実施要領

令和8年4月
南房総市商工観光部観光プロモーション課

目 次

第1	募集の内容	2
1	委託業務名	2
2	業務内容	2
3	委託業務期間	2
4	委託費の上限額	2
5	委託箇所	2
6	委託者選定方法	2
第2	企画提案に係る事項	3
1	企画提案参加の要件	3
2	企画提案の手続き等	4
第3	審査に係る事項	8
1	審査方法、審査項目及び評価基準	8
2	1次審査	8
3	2次審査	8
4	受託候補者の選定	9
5	審査結果の通知	9
第4	契約の締結	9
第5	業務の適正な実施に関する事項	10
1	業務の一括再委託の禁止	10
2	個人情報保護	10
3	守秘義務	10
4	法令等遵守	10
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	10
1	受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	10
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	10
第7	問い合わせ先及び各種書類の提出先	11

「富浦地区海水浴場監視業務委託」プロポーザル実施要領

本実施要領は、富浦地区海水浴場監視業務委託にあたり、当該海水浴場を常に安全で快適な状態に維持するため、各施設・設備を合理的かつ機能的に活用し、適切な監視、保守管理を行うとともに公共性を保ち、「富浦地区海水浴場監視業務委託仕様書」に基づいた業務を確実に遂行できる事業者を公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集の内容

- 1 事業名
富浦地区海水浴場監視業務委託
- 2 業務内容
別添「提案仕様書」のとおり
- 3 業務期間
契約の日の翌日から令和10年9月30日
- 4 事業費の上限額
金23,133,000円(税込)
- 5 業務場所
豊岡海水浴場及び多田良北浜海水浴場
- 6 委託者選定方法
企画提案書等による公募型プロポーザル方式

第2 企画提案に係る事項

1 企画提案参加の要件

企画提案に参加できる者は、本事業を効果的かつ効率的に実施できる法人とし、次に掲げる1～6とする。

- 1 参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) プロポーザル方式により契約しようとする業務(以下「本案件」という。)において、南房総市入札参加業者資格者名簿に登載されている者であること。
 - (5) 次のいずれかの日において、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領(平成18年南房総市告示第101号)の規定による指名停止等の処分を受けていない者であること。
 - ア 公募型にあつては、参加申込書の受付期限から受託候補者の決定までの間。
 - イ 指名型にあつては、指名通知の日から受託候補者の決定までの間。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- 2 前項第4号の規定は、本案件において南房総市入札参加業者資格者名簿に登載されている者が極端に少ない場合若しくはいない場合又は名簿登載の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には適用しない。
- 3 前項の規定による場合において、南房総市入札参加業者資格者名簿に登載されていない者には、信用確認のために次に掲げる書類を提出させ、確認した上で本案件に参加させることができる。
 - (1) 法人にあつては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行日は参加申込書提出日から3か月以内であること。)
 - (2) 支配人登記をしている個人にあつては、各地方方法務局発行の履歴事項全部証明書(発行日は参加申込書提出日から3か月以内であること。)
 - (3) 印鑑証明書(発行日は参加申込書提出日から3か月以内であること。)
 - (4) 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)の写し
 - (5) 市内に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の市税(全税)及び国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)、市外に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
 - (6) 個人にあつては、直近年度の市税(全税)及び国税(所得税並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
 - (7) その他必要と認める書類
- 4 前3項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、本案件の内容等に応じて、別に定めるものとする。
- 5 参加者は、受託候補者決定までの間に前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- 6 過去3ヵ年、国または地方自治体にて海水浴場監視業務委託の受注実績がある者。

2 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 実施要領の公示・配布	令和8年4月9日(木) ～ 令和8年4月20日(月)
② 参加申込書の受付	令和8年4月9日(木) ～ 令和8年4月20日(月)
③ 実施要領等に対する質問受付	令和8年4月9日(木) ～ 令和8年4月20日(月)
④ 参加資格確認審査結果通知	令和8年4月21日(火)
⑤ 企画提案書受付	令和8年4月21日(火) ～ 令和8年5月11日(月)
⑥ 1次審査	令和8年4月20日(月)
⑦ 2次審査(プレゼンテーション)	令和8年5月20日(水)

(2) 実施要領等の配布期間

① 配布期間

令和8年4月9日(木)～令和8年4月20日(月)

※各日とも午前8時45分～午後5時

※最終日は正午までとする。

※期間中の土曜日、日曜日及び祝日は配布しない。

② 配布場所

南房総市商工観光部 観光プロモーション課

(〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地 別館1 2階)

※実施要領等は市のホームページからも入手可能。

<https://www.city.minamiboso.chiba.jp>

(3) 参加申込書の受付

① 受付期間

令和8年4月9日(木)～令和8年4月20日(月)まで

最終日は正午までとする。

※郵送の場合は書留郵便とし、上記期間内に必着とする。

② 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 会社概要(様式1-1)

ウ 業務経歴書(様式3)

エ 業務実施体制(様式4)

オ 配置予定者調書(様式5)

カ 定款の写し

- キ 市税及び国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書の写真（未納がないことを確認できるもの）
 - ク 登記事項証明書
 - ケ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写真
 - コ 印鑑証明書
- ※南房総市入札参加資格者名簿の登録業者については、キ～コの書類を省略できるものとします。

(4) 募集内容等に対する質問書の受付及び回答

① 質問書受付期間

令和8年4月9日（木）～令和8年4月20日（月）まで
※各日とも午前8時45分～午後5時

② 質問書提出方法

企画提案に参加するにあたって質問事項がある場合には、質問書（様式6）を商工観光部観光プロモーション課あてに電子メールにて提出し、電話にてその旨を連絡すること。
南房総市商工観光部観光プロモーション課 観光資源係
（〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地）
TEL 0470-33-1091
メールアドレス kankoshigen@city.minamiboso.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、共通事項の場合を除き、質問をした者のみにメールにて質問受付より2営業日以内に回答書を送信する。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 提出期間

令和8年4月21日（火）～令和8年5月11日（月）まで
※各日とも午前8時45分～午後5時
※最終日は、正午までとする。郵送についても同様。

② 提出方法

商工観光部観光プロモーション課あてに郵送又は持参により提出すること。
郵送の場合は書留郵便とし、提出期間内に必着とする。
（〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地
南房総市役所 商工観光部観光プロモーション課 宛）

③ 提出書類及び提出部数

- ア 企画提案書提出届（様式2） 1部
- イ 本業務の企画提案書 8部（正本1部 副本7部）
（A4版任意様式：片面15枚以内）
- ウ 参考見積書 1部
（A4版任意様式 業務内容ごとに内訳金額がわかる形式とし、封入、封印のうえ提出する。）

(6) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 参加資格要件を満たしていない場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 実施要領に違反すると認められる場合

カ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

キ 審査委員会委員への事前説明、その他の接触を行った場合

② 複数提案の禁止

参加申込者は、複数の提案書を提出できない。

③ 提出書類の変更の禁止

提出後の書類変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等はすべて参加者の負担とする。

⑥ その他

ア 参加者は企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

イ プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は南房総市情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取扱うものとする。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、2次審査開催日2日前の午後4時までに辞退届（様式7）を観光プロモーション課まで持参又は郵送にて提出すること。参加者は辞退届の提出をもって参加資格を失う。その場合、参加申込書等の提出書類は返却しない。

「公開対象文書及び公開基準」

凡例 ○:開示 △:部分開示(注1) ×:不開示

対象文書の名称 (例示)		受託候補者決定前 (注2) (注3)	受託候補者決定後 (注2)(注3)	
			受託候補者に係るもの	非受託候補者に係るもの
提案事業者名		×	○	×
事業提案に関する書類	参加申込書 (公募型)	×	△	△
	企画提案書	×	△	×
	受注体制文書	×	△	×

	見積書等	×	△	△
法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×
	財務諸表等	×	△	△
仕様書、実施要領		○	○	
事業者を選定するための審査項目、審査の視点、配点及び評価の基準		○	○	
審査結果		×	△	
審査委員会	委員名簿	×	△	
	議事内容の記録	×	△	

(注1) 「△:部分開示」とは、条例第7条によるものとする。

(注2) 契約締結前は条例第6条第5号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、不開示とする。

(注3) 辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

第3 審査に係る事項

1 審査方法、審査項目及び評価基準

1次審査（資格審査・書類審査）と2次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で行い、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う方式により行う。

審査項目及び評価基準は次のとおりである。

審査項目	配点	評価基準
1 業務経歴	5 / 100	別紙1
2 業務実施体制	10 / 100	別紙1
3 見積書に対する評価	10 / 100	別紙1
4 企画提案書に対する評価	75 / 100	別紙2

2 1次審査（資格審査・書類審査）

応募のあった提出書類をもとに参加要件を満たしているか否か、提出書類が整っているか否か、参考見積書の提示金額が第1の4で示す事業費の上限を超えていないか否か、事務局において審査する。

また、業務経歴、業務実施体制、参考見積書について別紙1の基準に従い、事務局が評価点数を算定する。1次審査評価点の上位から概ね3者を選定し、2次審査の参加有無は令和8年4月21日（火）付で書面にて通知する。

3 2次審査（事業内容審査）

1次審査で参加資格等を審査され、選定された者がプレゼンテーションにて事業説明を行い、その内容を審査する。

- ① 開催日時
令和8年5月20日（水）
（開始時間等については後日通知する。）
- ② 開催場所
南房総市役所別館1 2階 第6会議室
所在地 千葉県南房総市富浦町青木28番地
- ③ プレゼンテーションの所要時間
20分以内（プレゼンテーション後、15分間程度の質疑応答あり）
- ④ 発表者
本業務に携わる管理責任者及び担当者あわせて3名以内
（出席者は、管理責任者1名に担当者2名以内とする。）
- ⑤ 注意事項
ア 各事業者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
イ 企画提案参加申込者は他の事業者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
ウ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。
エ 発表の際にパワーポイントやホワイトボードの使用を認めるが

その旨を前日の午後5時までに南房総市商工観光部観光プロモーション課へ連絡すること。なお、パソコン、プロジェクターなど使用機器類は、提案者自身で用意すること。(スクリーン及びホワイトボードは市で手配する。)

⑥ 2次審査(プレゼンテーション審査)の方法

審査は、市が別に定める委員により組織された「千倉地区海水浴場監視業務委託に関するプロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という)が行い、審査項目及び評価基準は、別紙2のとおりとし、審査委員会が評価点数を算出する。

プレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し審議のうえ選定する。

4 受託候補者の選定

受託候補者の決定は、合計平均点数での判定及び順位付け判定による。

- ① 審査委員会は、審査による合計平均点数が60点以上の者の中から、受託候補者を選定する。
- ② 提案者が1者であったときは、合計平均点数が60点以上であれば受託候補者として選定する。
- ③ 受託候補者となる者が複数あったときは、合計平均点数による判定及び順位付け判定により受託候補者を選定する。それぞれの判定方法により1位の順位に変動がないか確認し、変動があった場合には、順位付け判定により1位となった者を受託候補者として選定する。
- ④ 最も高い提案が2者以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に受託候補者と次点候補者を選定する。1位の獲得数が同数の場合は、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。

※受託候補者と契約締結ができないと判断した場合は、次点者と契約締結に向けた交渉を行う又は、中止し改めて実施することとする。

※南房総市長が審査委員会から報告された審査結果を審議した上で、契約の相手者を決定する。

5 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた者全員に対して速やかに書面にて通知する。審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けないものとする。ただし、受託候補者として決定されなかった参加者はその理由について説明を求めることができる。なお、通知日の翌日から起算して7日以内に、商工観光部観光プロモーション課へ書面にて通知すること。

第4 契約の締結

- 1 選定した受託候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうえで、契約を締結する。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により最終的に決定する。

- 2 所管課は受託候補者と協議の上契約締結ができないと判断した場合は、審査結果による次点者（その次点者が実施要領等で定めた基準以上の者の場合）と契約締結に向けた交渉を行うことができる。又は、本案件に関する契約交渉を中止し改めて執行方法を検討することとする。
- 3 契約金額は、原則として、契約の相手方により提案書等で提示された価格とするが、複数年契約のため市との協議により端数を切り捨てることがある。

第5 業務の適正な実施に関する事項

- 1 業務の一括再委託の禁止
契約者は、契約者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- 2 個人情報保護
受託者が富浦地区海水浴場監視業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- 3 守秘義務
受託者は、富浦地区海水浴場監視業務委託を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- 4 法令等遵守
受託者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者の契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。

- 1 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受託者は必要なデータ等を遅滞なく市に提供することとする。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒299-2492

千葉県南房総市富浦町青木 28 番地

南房総市商工観光部観光プロモーション課観光資源係

T E L 0470-33-1091 F A X 0470-20-4230

電子メールアドレス kankoshigen@city.minamiboso.lg.jp

担当者 小林、秋吉

様式1

令和 年 月 日

南房総市長 石井 裕 宛

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 印

参加申込書

「富浦地区海水浴場監視業務委託」について、下記のとおり参加を申し込みます。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び添付の必要書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 業 務 名 | 富浦地区海水浴場監視業務委託 |
| 2 入札参加資格 | 南房総市入札参加業者資格者名簿の登載 (有 ・ 無) |
| 3 添 付 資 料 | (1) 会社概要 (様式1-1)
(2) 業務経歴書 (様式3)
(3) 業務実施体制 (様式4)
(4) 配置予定者調書 (様式5)
(5) 定款の写し
(6) 納税証明書の写し
(7) 登記事項証明書の写し
(8) 財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書)
(9) 印鑑証明書 |

(連絡先)

部 署 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電子メールアドレス

様式 1・1

企業概要

商号又は名称		
設立年月		
本店所在地		
代表者職・氏名		
資本金		
事業内容		
職員総数（うち技術者数）		
業務を担当する営業所	名称	
	所在地	
	代表者職氏名	
	職員数	

様式 2

令和 年 月 日

南房総市長 石 井 裕

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 印

企画提案書

「富浦地区海水浴場監視業務委託」について、実施要領等の内容を承諾した上で、関係書類を提出します。

なお、提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先)
部 署 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

様式 3

業務経歴書

商号又は名称
代表者職・氏名

業務名	発注者	履行期間	業務内容	契約金額 (税抜き)

- 1 同種業務及び類似業務の契約実績を以下の条件に基づき記入すること。
平成26年4月1日から令和8年3月31日までに元請として契約した業務
- 2 業務実績が複数の場合は、市町村等の同種業務及び地域性を優先し、5件まで記入すること。
- 3 上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

様式 4

業務実施体制

商号又は名称
代表者職・氏名

役割	氏名・年齢・所属	実務経験年数・資格	担当する業務内容	専任又は兼任の別
管理責任者	氏名 _____ (歳) 所属 _____	実務経験年数 _____年 資格 _____ _____ _____		
担当者	氏名 _____ (歳) 所属 _____	実務経験年数 _____年 資格 _____ _____ _____		
担当者	氏名 _____ (歳) 所属 _____	実務経験年数 _____年 資格 _____ _____ _____		
担当者	氏名 _____ (歳) 所属 _____	実務経験年数 _____年 資格 _____ _____ _____		

再委託先	再委託する業務の内容

- 1 配置を予定している者全員について記入すること。
- 2 記入欄が不足する場合には、適宜追加すること。
- 3 業務の一部を再委託する場合には、再委託先及び再委託する業務の内容を詳細に記入すること。

様式 5

配置予定者調書

商号又は名称
代表者職・氏名

【管理責任者】

所属部署名	役職名	氏名	(年齢 歳)	実務経験	年
資格					
	発注者	業務名	履行期間	契約金額 (税抜き)	立場 (役職) 等
1					
2					
3					

【担当者】

所属部署名	役職名	氏名	(年齢 歳)	実務経験	年
資格					
	発注者	業務名	履行期間	契約金額 (税抜き)	立場 (役職) 等
1					
2					
3					

【担当者】

所属部署名	役職名	氏名	(年齢 歳)	実務経験	年
資格					
	発注者	業務名	履行期間	契約金額 (税抜き)	立場 (役職) 等
1					
2					
3					

- 1 実務経験年数は、当業務委託に関係のある分野における経験年数を記入すること。
- 2 立場 (役職) 等の欄に関しては、①管理責任者又はこれに準ずる立場 ②主たる担当者 ③補助的な立場より選択し、記入すること。
- 3 配置を予定している担当者が複数の場合は、同種業務、類似業務の順で実績のある者で、手持ち業務件数が5件未満の者を優先して2名まで記入すること。
- 4 実績は、平成26年4月1日から令和8年3月31日までに担当した業務とし、同種業務、類似業務の順で優先し記入すること

(様式6)

令和 年 月 日

南房総市長 石 井 裕

商号又は名称
代表者職・氏名

質問票

「富浦地区海水浴場監視業務委託」に関し、以下について質問がありますので、提出します。

質問事項	
項目 (書類名称、ページ、項目など)	内容

(連絡先)

部 署 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

(様式7)

令和 年 月 日

南房総市長 石井 裕 宛

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

辞退届

参加申込書（又は企画提案書、参加承諾届）を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

1 業務名 富浦地区海水浴場監視業務委託

2 辞退理由

- (1) 諸般の事情により、指定された期限に間に合わないため。
- (2) 手持ちの業務・受注案件等が多く、さらに業務・案件等を受注することが困難であるため。
- (3) この業務・案件等を受注した場合、人員の確保が困難であるため。
- (4) 会社（個人事業者の場合には個人）の都合による。
- (5) その他（ ）

(注意事項)

- 1 辞退理由のうち、該当するものにマルをつけてください。
- 2 辞退理由（5）の場合には、簡潔に理由を記入してください。
- 3 辞退事由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

富浦地区海水浴場監視業務委託に係る事業者選定に関する審査基準

審査項目 1・2・3 の評価基準

業務経歴・業務実施体制に対する評価

審査項目	評価の着眼点		評価の割合	小計
	判定基準			
業務経歴	同種または類似業務の実績(実績の有無、件数)	過去の実績(3件)を下記の順位で評価する ① 同種業務(海水浴場監視業務)の実績がある。 ② 類似業務(屋外プール監視業務)の実績がある。 なお、業務実績がない場合は評価の対象としない。	①=5点 ②=3点 5	5
業務実施体制	管理責任者	① 同種業務(海水浴場監視業務)の実績がある。 ② 類似業務(屋外プール監視業務)の実績がある。 なお、業務実績がない場合は評価の対象としない。 上記に加え、実績の立場を下記の順位で評価する。 イ 管理責任者又はこれに準ずる立場 ロ 主たる担当者 ハ 補助的な立場	①イ=5点 ①ロ=3点 ①ハ=1点 ②イ=3点 ②ロ=2点 ②ハ=1点 5	10
	担当者	担当者に関する評価項目については、評価対象人員を2名以内とし、担当者が2名の場合はその平均点で評価する。		
	担当者	同種または類似業務の実績(実績の有無、配置人員) 過去の実績(1人につき1件)を下記の順位で評価する。 ① 同種業務(海水浴場監視業務)の実績がある。 ② 類似業務(屋外プール監視業務)の実績がある。 なお、すべての担当者において業務実績がない場合は評価の対象としない。	① 5点 ② 3点 5	
小計			15	

見積書に対する評価

評価項目	評価事項	評価基準点
参考見積書	価格評価点 = 価格配点 × (最低提案価格 ÷ 提案価格)	10

審査項目4の評価基準
企画提案書に対する評価

評価項目	評価事項	評価基準点				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 業務実施スケジュール	具体的かつ実現性のある内容となっているか。	10	8	6	4	2
2 業務の実施方針	仕様書の業務目的を理解し、創意工夫の見られる理論的な提案内容になっているか。	10	8	6	4	2
3 業務上の安全対策	地域特性を踏まえた内容となっているか。	10	8	6	4	2
	千葉県海水浴場等安全確保実施要領に定められた有資格者の設置について複数年にわたり安定的に確保できる内容か。	10	8	6	4	2
	有資格者、無資格者ともに監視員の救助能力、遊泳者対応におけるマナー教育はなされているか。	10	8	6	4	2
	緊急事態にも的確な対応が期待できる内容となっているか。	10	8	6	4	2
4 事務能力等について	監視業務計画、業務報告書、入込数集計資料の作成及び提出等の事務処理が適切に行われる体制となっているか。	5	4	3	2	1
5 業務上の課題と対処方法	現実性のある課題が抽出され、その対処方法は適切なものとなっているか。	10	8	6	4	2
小 計		75点満点				